

独立行政法人建築研究所における独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく法人文書の開示の実施方法及びその手数料等に関する規程

平成14年9月20日

規程第10号

【沿革】平成18年3月31日 規程第13号

(法人文書の開示の実施の方法)

第1条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号イに定めるもの）
  - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列一番（以下「A一判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
  - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
  - 四 スライド（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十五条第一項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（口から八までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、独立行政法人建築研究所（以下「研究所」という。）がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することが出来る場合に限る。）
  - イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。） 。
  - ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本工業規格A列二番（以下「A二判」という。）の用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
  - ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格 X 〇六〇六及び X 六二八一又は X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列四番（以下「A四判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A一判、A二判又はA三判の用紙に印刷したものの交付
  - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
  - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人等が定める方法

は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。別表の五の項口において同じ。）に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
  - ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - イ 前号イからハまでに掲げる方法
  - ロ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表の七の項トにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
  - 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
  - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（手数料の額等）

第2条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書一件につき三百円
- 二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書一件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が三百円（次のイか

らへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、三百円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が三百円を超えるときを除く。)は当該基本額から三百円を減じた額とする。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2の規定に基づき、行政機関情報公開法第3条に定める行政機関の長(同法第17条により権限又は事務を委任された当該行政機関の職員を含む。以下この号において「行政機関の長」という。)から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。) 三百円

ロ 行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 三百円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

ハ 法第13条に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 三百円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

ニ 法第12条第1項の規定に基づき法第2条第1項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」という。)から事案が移送された場合(ホに掲げる場合を除く。) 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ホ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ヘ 法第12条の2に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 三百円のうち法第14条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金又は郵便為替で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附則（平成14年9月20日 規程第10号）

この規程は、平成14年10月1日より施行する。

附則（平成18年3月31日 規程第13号）

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円（A二判については四十円、A一判については八十円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X O六〇六及び X 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写した	一枚につき百二十円に当該文書又図画一枚ごとに十円を加えた額

	ものの交付	
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	一巻につき二百九十円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙一枚につき八十円（A三判については百四十円、A二判については三百七十円、A一判については六百九十円）
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき三十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、四百三十円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一巻につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき百円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千三百円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一巻につき二百九十円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一巻につき四百三十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一巻につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一巻につき五百八十円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X O六〇六及び X 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X 六二四一に適合する直	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

	径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	チ 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一巻につき五百九十円(日本工業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについてはそれぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一巻につき三百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	六千八百円(十六ミリメートル映画フィルムについては一万三千元、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万百円)に記録時間十分までごとに二千七百五十円(十六ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第1条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	一巻につき六百八十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円(スライド二十枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額)
備考 一の項八若しくは二、二の項八又は七の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		

